



動画リポスト&  
フォローキャン  
ペーンも実施!

資料提供  
令和6年7月19日  
課名：消費生活課  
担当者：岡田  
内線：2729  
直通電話：082-513-2730

## 成年年齢引き下げ以降、18、19歳の消費生活相談件数は2年連続増加 夏休み前に 広島県消費者トラブル防止 DJ 大使大窪シゲキさんと、 ナッキー & ネイリー がコラボし、動画等で若者への呼びかけ強化

### (目的・背景)

令和5年度の本県における18、19歳の消費生活相談件数は、県と市町の窓口を合わせ265件で、対前年度26件(10.9%)増加しており、**成年年齢引き下げ以降、2年連続で相談が増加**しています。

内容は、脱毛エステのクーリング・オフや中途解約などの「理美容」に関する相談が32件と最も多く、その他に、化粧品の通信販売や副業に関するトラブルの相談などが寄せられています。

こうした状況を踏まえて、成年になりたての若者の消費者トラブル防止に向け、HFM9(ク)ジラジでおなじみのラジオDJ大窪シゲキさんと広島県消費者啓発キャラクター「ナッキー&ネイリー」のコラボによる啓発動画のWEB配信を行います。さらに、今年度は**夏休みに合わせて**ラジオ番組とコラボしたXキャンペーンも実施します。

楽しい夏休みを迎えるに当たり、若者が消費者トラブルに巻き込まれないよう、是非夏休み前の今、貴メディアにおいて取り上げていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 1 実施期間

広告配信：令和6年7月19日(金)～8月25日(日)【第1弾】

(第2弾を9～10月、第3弾を12月、第4弾を2月実施予定)

ラジオ番組コラボキャンペーン：令和6年7月19日(金)～8月2日(金)【第1弾】

(別キャンペーンを9～10月に実施予定)

## 2 広報内容

### 1 WEB配信

若者に多い化粧品の定期購入や副業、脱毛エステに関するトラブル事例を示しながら、広島県消費者トラブル防止DJ大使である大窪シゲキさんが注意喚起のメッセージを発信するとともに、広島県消費者啓発情報サイトへ誘導します。

### 2 ラジオ番組とのコラボキャンペーン

大窪シゲキさんがMCを務めるラジオ番組「9(ク)ジラジ」とコラボし、ラジオ番組内で相談窓口の周知を行います。また、広島県消費生活課公式X(旧Twitter)において、動画のリポスト・フォローキャンペーンを実施し、応募した方の中から抽選で、10名にラジオ番組とコラボしたオリジナルステッカーをプレゼントします。

【動画イメージ】



【キャンペーン周知イラスト】



消費生活課公式X  
(旧Twitter)



### 3 媒体

広島県消費生活課公式 X (旧 Twitter) (<https://twitter.com/Nackynailly>) で公開予定です。  
X (旧 Twitter)、TikTok、Google で広告を配信

#### 相談窓口

- 電話相談 188 番 (消費者ホットライン)
- メール相談 [広島県消費者啓発情報サイト \(https://nackynailly.com/\)](https://nackynailly.com/) から相談フォームをよくある相談事例 (FAQ) も掲載しています。 [相談してムーチョ](#) で検索

#### 参考 若者の相談状況

##### 1 相談状況等

- 令和 5 年度の本県における 18、19 歳の消費生活相談件数は、県と市町の窓口を合わせ 265 件で、対前年度 26 件 (10.9%) 増加しており、成年年齢引き下げ以降、2 年連続で相談が増加しています。
- 内容は、脱毛エステのクーリング・オフや中途解約などの「理美容」に関する相談が 32 件と最も多く、その他に、化粧品の通信販売や副業に関するトラブルの相談などが寄せられています。
- 今年度の相談件数は、令和 6 年 6 月末時点で 45 件と昨年同時期 (80 件) と比べると減少しています。

##### 2 主な相談事例

- (1) SNS の広告を見て、お試し価格 990 円の脱毛クリームを 1 回限りのつもりで注文した。注文後、業者から電話があり「もっとお得なコースがある」と勧誘されたので、そちらに変更した。初回お試し後、2 回目が届き、そのとき初めて、コースを変更すると 4 回購入が条件となる定期購入契約になることがわかった。2 回目以降は数千円になるので解約したい。[契約者：18 歳男性・学生]
- (2) SNS に「アフィリエイト広告を貼り付けるだけで簡単に稼げる」という副業サイトの広告があったので登録した。その後、事業者から電話があり、数百万円のサポートプランに入ると、さらに確実に稼げると説明があった。お金がないと言って断ると、副業の儲けですぐに返済できるので消費者金融で借りるよう指示され、借入手続きをして事業者へ支払った。まったく稼げないので返金してほしい。[契約者：21 歳女性・給与生活者]
- (3) 大学生の娘がサークルの先輩に誘われてエステ店に行った。お試し無料で脇の脱毛をしてもらった後、30 万円以上もする高額な脱毛エステの契約をさせられた。断ったにもかかわらず店員からしつこく勧誘されたようだ。まだ施術を受けていないし、本人もやめたいと言っている。解約できるだろうか。[契約者：18 歳女性・学生]

参考 動画の概要

